

1 推進計画に関する条例の規定

（計画の策定等）

- 第10条 県は、この条例の目的及び基本理念を実現するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （1）総合的かつ長期的に講ずべき指針
 - （2）前号に掲げるもののほか、子どもの環境づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 県は、毎年度、推進計画に基づき行う施策の実施状況について、年次報告として取りまとめ、これを公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

【推進委員会の任務（第11条第2項）】

- 推進委員会の任務は、次のとおりとする。
- （1）推進計画の作成及び変更に関すること並びにこの条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
 - （2）推進計画に基づき県が実施する子どもの環境づくりに関する取組の状況について、知事に対して意見を述べること。

2 計画の概要

第1条 この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

第3条 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり（以下「子どもの環境づくり」という。）を県民で醸成するため、次に掲げる事項を基本理念として社会全体で推進しなければならない。

- （1）子どもは、次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下、子どもが年齢及び成熟度に応じて成長することができること。
- （2）子どもが、家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長とともに高い規範意識、自尊心及び他者を思いやる心を身に付けることができる環境をつくること。
- （3）保護者、学校関係者等、地域社会及び行政が子どものために連携すること。

目標

目指すべき姿

取り組みの方向性

プラン

1 家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性・社会性を育む（3条1項2号）

2 成長とともに高い規範意識、自尊心と他者を思いやる心を身に付ける（3条1項2号）

3 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる（3条）

- ・豊かな自然環境など、高知県の特性を十分に生かしながら、豊かな人間性を育む
- ・子ども一人一人が、自らの力を発揮しながら主体的に活動できる環境を整える
- ・すくすくと成長することができる社会環境・教育環境の醸成
- ・成長に応じ「規範意識」「自尊感情」「思いやり」を身につけられる環境づくり
- ・子どもの権利が尊重されながら、安心して心豊かに成長できる
- ・子どもの健やかな成長を支える生活習慣を身に付ける

- 1 子どもが豊かな体験をするための支援
- 2 文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり
- 3 子ども自身の自発的な活動を支援
- 4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり
- 5 自尊心や思いやりを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり
- 6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備
- 7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進
- 8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み
- 9 子どもの人権に関する理解の促進
- 10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化
- 11 不登校対策などへの多方面からの取り組み
- 12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援
- 13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進

県の施策・取り組みの具体化

全ての子どもが心豊かに成長するようであり、社会の実現（1条）